

Ⅲ 税制改正の状況

令和5年度市町村税の主な改正点

1 車体課税

◎ 環境性能割の税率区分の見直し

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
- 2035年電動車100%（乗用車新車販売）とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分（燃費基準達成度）を3年間で段階的に引き上げる。
- ※ 次の税率区分の見直しは3年後（令和8年度改正）とする。

2 個人住民税

◎ NISAの抜本的拡充・恒久化

- NISA制度について、年間投資上限額の拡大、非課税保有期間の無期限化、口座開設期間の恒久化等を行う。

3 納税環境整備

◎ 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化

- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者に加え、当該家屋の施工業者からも図面等を入手することができることを法令上明確化する。

◎ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

- ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

4 主な税負担軽減措置等

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設（固定資産税）
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設（固定資産税）
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）